

市第17号議案の審査、採決

(加納委員) 私は議案関連質問をさせていただいたので、そのときに幾つか質問させていただきましたので、1点だけお聞きしたいのです。DV被害者の件で対象件数が400件ということは先ほど来からわかるのですが、子育て応援特別手当相当額というのがもう一方でありますから、先ほどの一番下の段にある給付事業費、9万5,000人を見込んでいるということとの関連ですけれども、実際、DV被害者の子育て応援特別手当相当額をお渡しする対象人数、件数は400件、これはわかりますけれども、先の対象人数はどのくらい見込んでいるのかをまず聞きたいのですが。

(屋代こども青少年局長) 2月補正で実施した特別手当については、対象児童数50人を予定しています。これから今回補正でお願いしている分については、その倍の100人を考えてございます。

(加納委員) 関連ですが、今児童相談所、ここにDV被害者だとか関連する人たちも入っておられるということですが、少しわかれば教えてください。児童虐待相談件数だとか、それから通告をされた件数だとか、本市で一番近いのは平成20年かと思うのですが、その辺の数字がもしわかれば教えていただければありがたいです。児童虐待相談件数だとか、その他細かい相談があるかと思えます。

(屋代こども青少年局長) 平成20年度の新規の虐待把握件数は631件となっております。平成20年度末でそれらを含めて対応している件数が2,156件となっております。

(加納委員) これは例年に比べてどうでしょうかということだとか、それから、よく今、保護者の怠慢・拒否だとか心理的虐待だとかいう形でさまざま方法ごとに分かれていると思うのですが、その数字がわかれば教えていただければありがたいです。

(屋代こども青少年局長) 平成20年度の新規の虐待件数631件については、平成19年度に比べれば70件ほど減っているのですが、大体横ばいの状態と考えております。この内訳ですが、身体的虐待が278件、保護者のネグレクト、怠慢とか拒否が203件などとなっております。

(加納委員) そうしますと、そういった昨年に比べて減っているということと、それから中身を見たときにどうなのかという評価がわかると思うのです。そういった意味ではどのように感じているかというのが1点。それから、最後の質問として、出生率が3年連続1.3の増ということで、これに対して局長の御意見と佐々木副市長の御意見をいただければありがたいです。

(屋代こども青少年局長) 虐待が減っているのは、いろいろとうちのほうの臨時的公団住宅とか、また地域におけるいろんな関係者の皆さんの御努力ということもありますけれども、実態としてはそんなに減っているわけではなくて、やはり深刻な状況であろうと考えてございます。

また、合計特殊出生率が若干上がったのですが、やはりまだまだ危機的な状況と認識をしております。ワーク・ライフ・バランスだとか子育て支援策をさらに充実させて、合計特殊出生率がさらに上がっていくような施策を当局としても最大限努力していきたいと考えてございます。

(佐々木副市長) 出生率が依然としてやはり低いという認識でございます。子供を産み、また子供を育てるという環境の整備がこれからも必要だと思いますし、またその支援というものは必要だと思います。その際、物理的に保育施設の整備ということだけではなくて、局長もお答え申し上げましたけれども、ワーク・ライフ・バランスという言葉もございますが、いずれにしろ子供を産み育てる世代の中で、働き、そして家庭で子供を育てる、そういった環境が整っているということで、それがまた必ずしも行政だけではなくて、企業なども含めた、極力社会的な環境といったものが整っていくことが大事だと思います。行政としてできる取り組みはこれからも進めていきたいと思っています。

陳情第4号の審査、採決

(加納委員) 私どもも他都市の状況も調べさせていただきました。それから、ここに添付されている資料もしっかり読ませていただきました。ただ、法整備の問題等々含めて非常に国とのかかわりも大きいし、したがってもうちょっとしっかりと議論させていただいた上で結論を出していきたいという部分もございまして、できましたら継続のお願いをしたいと思います。

新型インフルエンザ(A/H1N1)に関するこども青少年局の対応について

(加納委員) まず、今回の委員会において私のほうから委員長等にもお願いをして、やはりこういう時期でもありますし、議案関連、関係する議題とは別に、新型インフルエンザについて議論をさせていただけないかという御提案をさせていただきまして、こういう時間をつくっていただいたと私は思っておりまして、大変感謝申し上げます。

実は、きょうの時点でWHOはフェーズ6という形で、さらに世界的なパンデミック、中身については随分昔のイメージと変わってまいりましたけれども、どちらにしましてもパンデミックということです。この新型インフルエンザについては、過去の歴史をひもとけば若い子供たち、若い層に大変重篤な患者が多くなり、また感染も強いということもありまして、そういった部分ではこども青少年局の所管する、そしてまたハイリスクの方たちには特に重篤化することもありますので、そういった部分では、関係局については積極的に新型インフルエンザ対策を進めていただきたいということ、まず冒頭お願い申し上げます。

そこで、たしか国の流れの中で本市は平成17年に行動計画をつくり、その後17年、18年、ガイドラインを作成して、この新型インフルエンザ対策について局マニュアルをつかって、具体的に予算も含めて対策を講ずるという形になってきました。そこで質問ですけれども、平成17年以降今日まで新型インフルエンザに対する予算計上はどのようなものがあつたのか、お示しいただきたいと思います。

(屋代こども青少年局長) 平成17年度以降予算を計上したことはないのですけれども、この新型インフルエンザが発生する前、ことしの2月ですが、予算は計上しておりませんけれども、当局といたしましては備蓄のサージカルマスクを購入いたしまして、施設当たり10日分、施設職員とそこの児童を合わせて10日分の備蓄をマスクについてはしたところです。

(加納委員) 佐々木副市長にお伺いいたします。今のように平成17年から感染症対策はもちろん以前からやられていましたけれども、特にその中でも新型については国が行動計画を立て、本市もそれに準じて進めてきて、さらに危機管理体制の中でここまで本市として局でマニュアルをつくりながら、それに準じて進めていきなさいという指示も出ていたにもかかわらず、今の局長の御答弁では今日まで予算計上してこなかった。今回発生する前の2月、今のようなお話がありましたけれども、こういった体質、体制、子供の命を預かるということ、それから、過去の歴史から見たらハイリスクを背負うといった子供たちが、局として担当しているということからすると、予算計上してこなかったということについて副市長の御見解をいただきたいと思います。

(佐々木副市長) 国の行動計画がございまして、それに基づいて本市としての行動計画、また局の中で言えば業務対応マニュアル、そういうことが起きたときを想定してどういうことをしていくか、そういったことはそれなりに準備してきているわけです。ただ、一方で、今これから我々としてすぐに取り組まなければいけない課題として、もう少し具体的な業務継続計画といったものをつくっていかなければいけないわけです。今御指摘の備蓄その他の関係ですとか、いろいろと施設その他における資材・機材は、主に病院ですとか健康福祉局ですとか、そういったほうで検討してきたものですから、必ずしもそれぞれの施設、この局で言いますとこども青少年局が所管する保育園等の施設でという形での予算化はしてこなかったというのが実情でございます。

(加納委員) ですから、それについて御見解をいただきたいということです。

(佐々木副市長) 実際に、例えば御指摘になっているのが消毒の薬ですとか、あるいは職員のためのマスクですとか、そういったものも想定されるわけですが、それは一定の段階で我々としては施設の数も想定しながら準備できるものと考えておりました。

(加納委員) 私が申し上げたいのは、そういう過去の例から子供に関係するこの局が、そしてまたハイリスク

を背負うような方を所管する局が、平成 17 年から行動計画からガイドラインをつくり、平成 19 年には安全管理局が局全体でもう一度局のマニュアルを含めて推し進めていながら、今の副市長のような形の御答弁で果たして本当に危機管理があるのかということについて非常に心配をするものです。秋冬に向けて本当にしっかりとこの辺の危機管理を踏まえながら進めるものは進めていかないと、大変厳しい話になってくるということがありますので、今までのことについてしっかりと認識してこれから進めていただきたい。ある意味では反省もしていただきたいし、その上から新たなスタートが始まると私は思っていますので、そういった意味で今後の秋冬に向けてしっかりと進めていただきたいと思います。

それから、実は平成 21 年 4 月改定の子ども青少年局の新型インフルエンザ対策業務対応マニュアルを見せていただきました。大変びっくりして、すごく具体的にできていると思いました。それは、やはり屋代局長が中区長のときに、たしか 18 区で初めて区の新型インフルエンザの行動マニュアルをつくられた、そういった実績もあり、局の中でも課ごとにこれだけ具体的に当時の行動計画を踏まえて、さらにことしに入ってから行動計画を踏まえて、課ごとに、また係ごとにこういうことが書かれているというのは大変びっくりしました。18 区の行動マニュアルをほとんど見ましたけれども、これは大変びっくりしました。

そこで、冒頭に書かれている B C P について 1 点お伺いしたいのです。ここに文言として入っていますが、局とすれば、1 つは国、それから今横浜市は B C P をやっています。さきの本会議で安全管理局も平成 21 年度から B C P をしっかりやろうと言ったけれども、発生してしまったということからすると、秋冬に向かって第二波は大変厳しいということから、1 年かけてやるところを何とか早目に B C P をつくりたいという御発言をいただいていますけれども、局はどういう形をとるのでしょうか、B C P についてお伺いいたします。

(屋代子ども青少年局長) 業務継続計画 B C P につきましては、安全管理局が市全体の業務継続計画を 8 月末までに策定することになっておりますので、市の B C P の中に子ども青少年局の部分も当然入るわけでございますし、局といたしましてもそれに合わせて 8 月末を目途に B C P をつくっていきたくて考えております。

(加納委員) 特に子ども青少年局所管の施設については、不特定多数の方が利用される施設が大変多うございまして、平成 21 年 4 月 1 日現在の資料を見ますと、大変多くの不特定多数の方たちが来て、なおかつそれぞれの施設ごとに B C P もきちっと決めなければいけないかと思うのですけれども、ここまで考えるのでしょうか。

(屋代子ども青少年局長) いろいろな施設がありますので、先ほど冒頭説明した例えば入所施設だとか、保育所だとか、そういうことである程度局のほうで方向を決めて、それに沿ってそれぞれの施設でつくっていただくようなことを、今考えております。

(加納委員) 最後ですけれども、今回子ども青少年局と健康福祉局との兼務で、鈴木先生が医務監という形になりましたが、これは当市として役職的には医務監というのは初めてでしたか。

(屋代子ども青少年局長) 医務監は昨年度もございました。

(加納委員) 多分、各区に福祉保健センターがあって、そこ子ども青少年局の事業がさまざまリンクするわけです。そうすると、専門性のある方が区の福祉保健センターにいたことが大事だと私は思うのです。その意味では、先ほど栄区の話が出ましたけれども、栄区にはたしか医師がだれもいないと聞いていますけれども、それは事実でしょうか。栄区の区の福祉保健センターのみ医師がいないというのは事実ですか。

(鈴木医務担当部長兼子ども保健医務監) 兼務になっております。

(加納委員) そうすると、いわゆる区福祉保健センターに独自にはいないけれども、栄区だけは兼務をしていると認識してよろしいですか。

(鈴木医務担当部長兼子ども保健医務監) おっしゃるとおりです。

(加納委員) これから区の福祉保健センター、いわゆる危機管理もありますし、今のようなさまざまな専門性のこともあります。要望として、ぜひ区の福祉保健センターには基本的には、18 年前はセンター長が医師だったのですが、それ以後センター長は医師でなくても構わないということで、なるべく担当部長等々を医師につけているということですが、栄区だけが現実兼務で、医師がある意味では局とリンクしているということですので、今後、

秋冬を考えますと、本当に大丈夫なのかということ非常に危惧しますので、この点についても今後鈴木さんのほうに、健康福祉部と相談しながら、新型インフルエンザ対策を含めながらしっかり取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

請願第5号の審査、採決

(加納委員) 我が党も教育予算は拡充すべきと思っておりますので、採択をお願いいたします。

陳情第2号の審査、採決

(加納委員) 私どもも不採択でお願いしたいと思っております。

新型インフルエンザ(A/H1N1)に関する教育委員会の対応について

(加納委員) まず、先日の委員会で児童・生徒の数の推移の資料をいただきまして、どうもありがとうございました。

それから、今の教育長の御説明をいただいて、さきの委員会で、初委員会でしたから細かいことはできなかったのですが、感じているところを申し上げさせていただいたことが今後の対応の中に幾つか入っているということで、大変評価させていただきたいと思っております。

きょうはもう少し時間をいただきまして、なぜかということ、今、秋冬に向かって世界じゅうが第二波をどうするかということ、第二波のいろいろな形での想定を踏まえてそれぞれの部署がどう準備をしていくかということで、世界じゅうが今走っているわけですね。そういった部分では教育委員会の議論の場も、秋冬前にもう1回あるかないか、もしかしたらきょうが秋冬前の最後かもしれないので、今後の子供の命を守るという観点と、それから感染症対策は学校が本当に最前線であるということと、ある意味では集団感染を含めて感染症について学校がどれだけ危機感を持って進めていただくかによって、感染防止にもなります。そういった部分では、感染症の過去の例から見ると、学校の役割というのは大変大きくて、そういった部分では日ごろから食中毒も含めて感染症対策を教育委員会は学校に指示し、学校は子供、父兄にお願いし、さまざまな形で対応しているわけです。そういった部分ではしっかりと教育委員会が積極的に進めていただきたいという思いから、細かい点も含めて幾つかお話をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

まず冒頭、先ほどのこども青少年局のほうでもお話ししましたが、平成17年から行動計画に入り、ガイドラインが作成され、平成19年に全庁的に局が集まってマニュアル化をし、しっかりと新型インフルエンザ対策を進めていこうという話がありました。その中で、平成17年から今日に至るまで、教育委員会が新型インフルエンザに関係する予算を計上した例はあるのかなのか。先ほど2月から云々とか聞きましたけれども、正式な予算計上があったのかなのか、この点だけお聞きします。

(田村教育長) 前回もそのお尋ねをいただきまして、今年度の補正の問題とかお話をさせていただきましたけれども、平成17年度以降、教育委員会は新型インフルエンザ対策という項目を立てて予算措置をした経過はございません。

(加納委員) 本当に危機管理、あれだけ平成17年の行動計画が作成されたときにさまざまな議論があったわけですから、そういった部分では過去の例からしても、子供、若い人たちに感染が拡大するハイリスクを持っているということもありますので、どうかそういったことの反省のもとにしっかりと進めていただきたいと思います。

そこで、実はきょう、それからきのう、群馬の旅館で自然教室に行った金沢区の大道中学校の食中毒がありましたね。これと新型インフルエンザ、いわゆる感染症対策と非常に重要な点が幾つかあるのです。それは、一昨年、青葉区の小学校でノロウイルスが発生しました。それを生活安全・危機管理・消防・情報化社会特別委員会の場で1年くらいかけてしっかりと指摘をし、勉強をさせていただきました。それは何かということ、必ず新型インフルエンザが来る、したがって感染症対策及び食中毒の対策の学校関係者及び学校を中心としたそれぞれの関係者が、今回の事案をしっかりと学ばないと、新型が来たときには絶対にだめだということがあって、きょうはここに本委員会にいらっしゃるメンバーとともにノロウイルスのことについて相当やりました。結論的には、そのときの教育委員会の反省はどうだったのか、御答弁いただけますか。

(田村教育長) 私も昨年着任した直後に藤ヶ丘小学校の関係でいろいろと委員会の中で経過等の御説明をし、いろいろな反省点等も承知をしているところです。あのときの対応では、やはり学校長の受けとめ方といいますか、危機意識がいま一つ不十分であったということと、それから福祉保健センターの指示があったわけですが、その指示に最終的には従ったわけですが、従うまでの間にやはり不適切な対応が学校側にあったということで、そうしたことが起こることのないようにということで、マニュアルの見直し等をしてきた、そういった経過があるということ承知しております。

(加納委員) 時間的な問題がありますから割愛して申し上げますが、学校の教育現場において風邪なのか、食中毒なのか、新型インフルエンザなのかわからないところがある。発熱が起きたり下痢が起きたり、そのときにどういう対応をとるかという初期の行動が大変大きかったですね。その辺を、ある意味では誤ったがゆえに全く違法行為が行われた。本来保健所長のやるべきものを校長がやってしまった。そして学校医との連携がどうだったか。それから区福祉保健センターとの連携がどうだったか。この辺の連携が全くできていなかった。最終的にはノ口とわかったのですけれども、給食を食べさせて帰ってしまったがゆえに兄弟で感染してしまったという大変大きな事例だったのですね。

そこで、今回この大道中学校についても指導をいただきました。31日から2日まで2泊3日、31日の夕方のバーベキューの肉がどうも原因らしいという福祉保健センターのお話です。報告があったのが5日です。今回のこの大道中学校の自然教室の食中毒に関する中身について、教育委員会としての反省点は何ですか。

(田村教育長) 今回の修学旅行は6月2日に215名帰ってきたということで、翌日3日が代休で子供たちを休ませておりました。そうした中で、4日に6名の子供たちが腹痛ということで、これも実は最終的に1つのクラスで6人が休んで、それが腹痛だということを把握するにはちょっと時間がかかったわけでございますけれども、それから1名の方、最終的には7人が欠席、プラス1人が早退をしたということでございます。その状況を学校長が把握して、そして翌日5日に区福祉保健センターのほうにその話をしたという状況を聞いております。そここの時間の時間が、望むべくはもうちょっと早くできたらと考えておりますけれども、学校側は早い段階から教育委員会にも連絡をし、その指示を受けて区福祉保健センターとの連絡等もしております。時間の流れの中でももう少しスピーディーな対応ができないものか、この辺は今後もう少し内容を分析してさらに改善をしていかなければいけない。また、そういったことを、これは1つの学校だけではございませんで、すべての学校に対してもそういった認識をしてもらうことが必要だったかということを考えております。

(加納委員) 実は、5月20日に教育委員会事務局、副本部長の教育次長名で、新型インフルエンザ対策ということで校長、校長代理に教育委員会から通知を出している。何の通知を出しているかということ、38以上の発熱者の集団発生、集団発生とは何かということ、1クラスで6人以上欠席した場合についてはきちっと報告しなさいと、しかもそれは毎日だということの通知を教育次長が20日に出している。今回は31日からやっている。新型インフルエンザがこれだけ発生して心配をしている時期に、教育委員会も新型インフルエンザ対策本部もあえてこういう通知を出している。それなのに、31日に行って2日に帰ってきて、3日に休みだからといって4日に学校に出てきた子は1クラスで7人欠席していた。プラス1人とさっき言ったけれども、前もって聞いた数と違いますよ。7人欠席して1人は早退した、計8人です。それがわかっていながらも、しかもこういう通知が入っている中でも学校側は報告もしなかった。そして次の5日にまた同じような人数が欠席しているから、ここで初めて朝の検温、観察している。朝観察しているのに昼まで教育委員会は健康福祉局に報告もしなかった。その間いろいろなことがあったのでしょ。それは先ほど事情は聞きました。

何を言いたいかというと、観察をしなさいと言われて、しかもこれだけの状況の中、しかも報告を出しなさいと言っている。それがスピードがなかったなんて、教育長、そういう答弁で済むのですか。危機管理がなっていない。なぜかということ、発熱、下痢だから、季節性のものかもしくは新型かわからない中で早急な処置をしなければならない、学校が集団感染してしまうということから考えると、この事例はまさしくノロウイルスではないですけれども、もっともっと皆さん方の指示を学校現場にきちっと伝えていただいて、もっと危機感を持って進めてい

かなければ、とてもとてもこの秋冬に向かって対応できないと思うのですが、いかがでしょうか。

(田村教育長) 私が申し上げたのは、今回の中でもっとスピーディーにというお話を申し上げた、それは変わらないわけですが、今回のケースで若干何か言いわけがましくとられると本意ではないのですが、帰校後1名が胃腸炎の疑いということで、それから1名がお医者さんの見立てでインフルエンザB型、それからみんなが発熱ということではないようですが、37 ほどの熱があった、要するに腹痛ということのようでございまして、その辺の中身について学校側が確認をして、それを把握するのにもうちょっとスピードが欲しかったということはございますけれども、学校側が私どもの5月20日に出した通知にもとるようなことではなかったと私ども受けとめております。済みません、先ほど私ちょっと数字を言い間違いましたが、8人中4人が受診いたしまして、4人ともインフルエンザとの可能性なしとの診断を受けたという中で、それから熱は37 ということなので、学校側はこれは何か食べたものが悪かったという、そんなような確かに思い込みはあったのかと、これは反省しなければいけないと思います。

(加納委員) この自然教室の前に保護者に説明をしなければいけない、説明のプリントを出す、そして生徒たちにしおりを出して説明をする、それは代休があるから、代休のときに熱があったら報告をなさいと、そんなこともやっている。それも聞きました。でも、結論的には保護者には口頭でしかお話をしていないということがありますし、今後、ここでもう時間の問題ですから、教育長、明らかにこれは観察をなさいと指示をしながら現場ができていないということの大きな事例の1つですよ。もしここで細かく質疑をやれと言えれば私はやりますよ。いろんな調査もしている資料も持っていますから。健康福祉局でだれが、どの時間に、どういう報告をしたのか、本来その報告でいいのかどうかということも含めて、もし議論するとすればしますよ。何が言いたいかということ、今後の秋冬のことを考えたときに、本当に観察をしようと机上配付してくれている、そして観察を勧めている。その中でこういった事例があったときに、本当に新型かもしれないという危機管理をしっかり持っていただいて秋冬に向かっていただきたいということの1つの事例として発言させていただいているのです。

(田村教育長) 委員の御指摘、危機管理という視点から、我々も常々最悪の事態を想定した上で、そのときとれる最善の方策を先んじてやっていくということでございますので、今いただいた御意見を十分しっかりと受けとめてこれから秋冬に備えた対策をしていきたいと思っております。7月に校長会がございまして、そういった中で私も直接また校長に対して徹底を図っていきたく思います。

(加納委員) 前向きにとらえていただいております。ありがとうございます。

次に、今学校では4月から6月は健康診断の季節ですね。そこにちょうど新型インフルエンザが入ってしまったということで、学校医、養護教諭、このお二人については教育委員会で委嘱しているわけですね。新型インフルエンザのことについて横浜市教育委員会から学校医及び養護教諭にどういう指示をしているかということ、まずお聞きしたいと思います。

(田村教育長) 養護教諭は学校の職員でございますので、これは校長を通じて、私どもが通知をしている中身は届いているということでございます。学校医につきましては、委員も御案内のとおりだと思いますが、学校保健安全法という法律の中に位置づけがございまして、横浜市が委嘱をしているということでございます。例えば、季節性インフルエンザの対応等につきましては必ず学校医の指導を仰いで、そして例えば区福祉保健センターに必要な情報をもたらすとか、相談するとかしておりますけれども、具体的に直接横浜市の教育委員会が学校医に対して情報の提供とかあるいはお願いとか、そういったことはこれまでは行ってないということで、あくまでも学校を通してやるような仕組みになっております。

(加納委員) 多分、学校において子供の健康の観察だとか、子供のさまざまな容態、もちろんハード・ソフトありますが、これは養護教諭の皆さん方が大変大きなウエートを占めております。それから学校医の皆さん方だって子供のさまざまな個人情報もきちっといただいて対応しているわけですから、今後学校医の皆さんと養護教諭の皆さん方にどれだけお力添えをいただくかというのが大きいと思いますね。ましてや、今言ったように教育委員会から委嘱しているわけですから、この辺については今後しっかり連携をとることから考えていただけないです

か。いかがでしょうか。

(田村教育長) 学校医については職務準則というのがございまして、その中からも、私どものほうからもうちょっと積極的にアプローチすることも読み取れないわけではございませんので、今インフルエンザに直面しているといった状況も踏まえて、必要な協力を仰ぐような形でのお願いであるとか、それはどういう形でもって行くかはいろいろ工夫をさせていただきたいと思えますけれども、前向きに検討していきたいと思えます。

(加納委員) よろしくお願ひします。

あと、学校の中で児童保健調査票、それから生徒保健調査票、それぞれ保健調査票という形で各個人の健康管理の問題があります。ハイリスクと言われている人、いわゆるぜんそくだとか、ここの資料で言うと糖尿病だとか、どのぐらいの方がいるでしょうか。把握されているのですか。

(田村教育長) これは学校のほうでは把握しておりますけれども、それを教育委員会が集計して持っているということはございません。

(加納委員) そうしますと、今言ったようなハイリスクの方たちが非常に現状では重篤化しやすい、こういう形についての対応策は考えておられますか。

(田村教育長) 今回のインフルエンザ対策の中でも、1つは特別支援学校の子供たちに、基礎疾患や慢性疾患を持っている子供が多いということでございます。その辺についてはやはり特に十分な対処が必要だろうということでございますけれども、今委員おっしゃった一般の学級に通っているお子さんで、そういった疾患等については、必ずしもこれまで私どものほうで重篤化しやすいというお話は学校長にはしておりますけれども、その辺の注意喚起というのはやはりもう少し丁寧にしていったほうがいいかと今思っております。

(加納委員) これは個人情報がたくさんありますから、学校長が知っている、校医が知っている、養護教諭が知っている、学校の教師全体がそういったことを認識して、我がクラスに、我が校にこういった子がいる、どうするかということをしつかりと意識して秋冬に向かっていただきたいと思うのです。

次に、保健室、先ほどからの説明で、自宅で健康管理し、体温をはかっていたとかいろいろなことをやって子供は来ますね。でも、いわゆる潜伏期間とか、いつ子供が発症するかわからないというときに、発熱した子供は保健室に行きますね。保健室の利用の仕方だとか、あそこはたしかベッドは2つぐらいしかありませんね。相当、普通でも保健室に、子供は出入りしていますね。ああいった保健室の利用だとか、空き教室、余裕教室を含めた対応については何か行いますか。

(田村教育長) 現時点では考えておりません。委員今お話の趣旨は感染対策が十分ではないというお話だと思いますけれども、なかなか現状でそこまでの対応は、これはちょっと研究をしてみなければいけないと思えますけれども、正直申し上げて現状ではそういったことにはなっておりませんので、今後の研究課題と考えます。

(加納委員) 研究と検討では随分差があると聞いていますけれども、文部科学省とも相談をしながら本市全体として、いわゆる学校で発熱が出た場合、お母さんが迎えに来る、病院に連れていく、その間どうするかという問題が出てくると思うのですね。そういった部分では保健室の活用、それから余裕教室、空き教室、どういう形で学校ごとにあるかわかりませんが、それについての活用の、研究ではなくて、検討していただきたいとお願ひしておきます。

最後に、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童、キッズ、いろいろなことが想定されます。先ほど保育所の問題で、保育所をどうするか。それは社会的ないろいろな問題があって非常に微妙だと。先ほどこども青少年局のほうからも、夏までにBCPをつくって何とか本市全体で保育所を幾つか決めてあけておかなければいけないということを想定してやっているという御答弁をいただきましたけれども、はまっ子ふれあいスクールとか、放課後児童とか、学童、ああいったところについての対応は今どこまで検討されているのかということと、今後どうするのか。

(田村教育長) 実は、はまっ子も学童も事業の所管局としてはかつては教育委員会がかかわっていましたが、現在こども青少年局のほうで所管しております。はまっ子キッズにつきましては学校を使っております、そこへの情報等の伝達等も含めて、学校が非常に重要な役割を果たしております。そういった意味では、こども青

少年局ともこれから連携をしていかなければいけないことではありますけれども、同じ子供がそこに通っているということでございますので、少しそこらあたりは今年度、委員会も一緒になったわけですが、こども青少年局と連携をしっかりと、余り、これはうち、これは向こうということで、結果的に危機管理の対応にリスクがないように今後工夫していきたいと思っています。

（加納委員） 最後にします。春が終わりまして、秋冬を考えますと、本当に今時間がない中でちょっと早口で言いましたけれども、本当はもっともっと細かいことがたくさんあるのです。大変な問題が実は秋冬から発生するということが想定されているので、そういった意味では2カ月ちょっとの中でどこまで細かく詰め切っただけか、関係部署と関係機関とどこまで対応していただけるか、先ほどの外部から来る方、食材だとかいろいろな方が入ってきます。開かれている学校ということで、今後さまざまな校庭を使ってのいろいろな問題も出てくるし、地域との連携もありますし、そういった部分では本当に学校ほど大変なところはないかと思うし、逆に一番感染対策としてははっきりしやすいところということもありますし、地域の状況がよくわかるところということもあります。今回の関西だとか東京などいろいろなところを見ますと、やはり小中高を中心に広がっている現状から考えますと、本当に皆さん方の御指導で現場の皆さん方が危機感を持ってしっかりと取り組んでいただくように、将来の日本を背負っていく子供の命がかかっているということから、ぜひそういうことをお願いして終わりにします。